

2 子どもを取り巻く環境に関する施策

2-1 基本目標Ⅳ 質の高い学校教育を推進するための環境の充実

学校指導体制の整備や ICT の利活用の促進、安全・安心で質の高い環境の整備、新しい教育課程の実施を含めた次世代の学校教育は、教職員のあり方にかかっている。

また、障がいのある児童生徒や日本語能力が十分でない子どもへの指導をはじめとする一人一人の課題に適切に対応しつつ、社会に開かれた教育課程^{*46}の実現等により質の高い教育の提供に向け、小学校における専科指導をはじめとする学校の指導体制の整備も求められる。本町においても、これらの課題の把握と解決のための具体的な施策を立案・遂行していきたい。

教師は、教科の指導や生徒指導、部活動などを一体的に行い、負担も大きいことが指摘されている。教師一人一人が持てる力を高めるとともに、限られた時間で専門性を発揮し、授業をはじめとした学習指導、学級経営、生徒指導などこれまで以上に創意工夫を生かして効果的に行うことが必要である。

さらに、複雑化・多様化する課題に対応しつつ教育の質を保証し、社会に開かれた教育課程を実現していくために、多様な専門性を持つ人材と効果的に連携・分担し組織的・協働的に諸課題の解決に取り組むため、チームとしての学校^{*47}を実現する体制づくりが求められる。

今日、児童生徒を取り巻く諸課題の状況等を踏まえると、メンタルヘルスやアレルギー疾患等の健康課題や自然災害、交通事故、非常時の対応等の安全上の課題に対しても学校だけでは対応では困難な課題が数多くある。児童生徒の安全を守るために、学校という組織の壁を超えて関係者が課題解決に取り組むことは重要である。

また、情報活用能力の育成や ICT を活用した効果的な授業の実現、教職員の業務負担の軽減など、授業・学習面と校務面での両面で ICT の積極的な活用を推進するとともに情報セキュリティの確保を前提としつつ必要な ICT の環境整備を確実に進めていくことが必要と捉えている。

学校施設は、園児・児童生徒の学習や生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点であり、災害時には避難所ともなることから、その安全性の確保は極めて重要であると考えている。

(15) 重点施策15 教職員の資質・能力の向上

現状と課題

本町においては、0歳から義務教育修了時の15歳まで、切れ目のない連続した教育を実践し、本町の子どもたちに備えたい「人間力」「社会力」の醸成を図ることを目的に園小中一貫教育を進めることとした。そして、「自ら一步を あゆみだす15歳」を、15歳の姿とした。これからは、この姿を園・小中全ての教職員が共有し、一貫したカリキュラムの基に「人間力」「社会力」の育成のために、質の高い教育を実践することが求められる。

園児・児童生徒一人一人を認め、育むためには、一人一人の教職員が自らの職責と学び続ける教職員としてのあり方を自覚しながら、個性を生かし能力を発揮することが大切である。また、校内において指導力や使命感のある教職員の育成を継続的に図ることが重要である。そのために、教職員の人事評価制度を活用して、公正な人事管理や資質・能力の向上を図っていく。効果的な指導を行っている教職員の知識や技能などを学校組織の中で共有し、学校全体で活用していくことも大切である。加えて、体罰や暴言による指導をはじめ、不適切な指導や服務上の問題、わいせつ・セクハラなどの不祥事に対しては、根絶に向けて取り組むとともに、事案が生じた場合には、厳正に対処しなければならない。また教職員の心身の健康の保持・増進など教職員を支援することも必要である。

指 標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
校内授業実践に指導主事等を招へいして、毎年一人一回以上授業を実施した教員の数（但し、計画訪問は除く）	各学校で設定した研究目標を実現するために、指導主事等を招へいして「授業実践」を行った教員の数 授業実践により、教員の資質・能力の向上が期待されることから、この目標を選定した。	毎年、各学校の全てが、授業実践に指導主事等を招へいすることで、教員の資質・能力の向上が期待されることを目指して、目標値を設定した。（除く管理・事務・養護職）	小学校 14/16 (87.5%) 中学校 8/14 (57.1%)	小中学校全ての教員

施策の方向性

◇ 若手や中堅・ベテラン教員などキャリアステージに応じた研修などを充実させる。

- ◇ 教職に対する使命感や責任感を高め、児童生徒および地域や保護者から信頼される教職員を育成する観点から、研修体制の充実や評価等のあり方について検討する。
- ◇ 児童生徒との信頼関係に基づく教育活動を推進し、言語環境を整え、子どもが生き生きと学べる学習環境づくりのため、体罰禁止やハラスメント防止を徹底する。
- ◇ 心身の健康保持・増進など教職員への支援に取り組む。

主な取組

- ◇ 信頼される教職員を目指して、平成 31 年 2 月に示された「千葉県・千葉市教員等育成指標」「千葉県教職員研修体系」、および毎年作成される「千葉県公立学校教職員研修事業総合計画」をもとに、研究履歴システム「アストラ」を活用し、自ら学び続ける教員として、キャリアステージに応じた研修を選択・受講し学んだことを実践に生かしながら、教員等としての資質能力の向上に努める。
- ◇ 陸沢町教育振興会主催の講演会や研修会へ参加したり、さらには長生教育研究会の各研究部会の研修会等に積極的に参加したりして、自らが教育の専門家としての確かな力量を身に付けることに努める。
- ◇ 紙の教科書と併用したデジタル教科書^{*48}やデジタル教材^{*49}の使い方等について、教員等の実践を通じた知見を学校全体として共有するため、積極的に研修等に参加し ICT 活用指導力を含めた指導力向上に努める。
- ◇ 「優秀教員」「授業の達人」など優れた授業力を持つ教員の公開授業を実施したり、参観したりして、経験豊かな教員から若い世代の教員への専門的な知識や技能などを継承するとともに、その優れた実践を広める。
- ◇ 具体的な事例を通じた研修などを通して、教職員の体罰禁止、ハラスメント防止等に徹底的に取り組むとともに、服務上の問題に対して厳正に対処する。
- ◇ 学校現場の負担軽減を図り、子どもと向き合うための環境づくりのために、さらに総合型校務支援システムの構築を目指す。
- ◇ 健康診断や健康相談、悩みを抱える教職員に対する精神科医などによる面接相談、メンタルヘルス研修などの情報を広く共有し受診させるなど、教職員の健康の保持・増進に積極的に取り組む。
- ◇ 教職員の人事評価制度を活用し、教職員の知識や技能を共有し、活用を図る。
- ◇ 学校で発生する諸問題については、学校・関係機関等との報告・連絡・相談・調整を密にし、早期解決や適切な対応に努める。

(16) 重点施策16 園小中一貫教育の推進と魅力ある学校づくり

現状と課題

本町は、「睦沢町まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略」(2015 ～ 2019 年) において、将来の人口展望について、『少子化・超高齢化にあり、既に人口減少に転じている。それは低い出生率と若年世代の流出超過が主な起因である。』としていた。しかし、現在、若者定住促進事業などの町の人口減少対策により、依然として低い合計特殊出生率ではあるものの、若い世代の転出超過傾向は改善しつつある。しかし、全国的な人口減少傾向の中で、現在と同程度の規模の教育を維持することは、大変難しいことと危惧される。

そして、「人生 100 年時代」を迎えようとしている中、あらゆる場所でグローバル化は加速し、人工知能 (AI) やビッグデータの活用などの先端技術革新が急速に進んでいる (超スマート社会)。こうした激動の時代を、豊かに生き、未来を開拓し、郷土を誇りに、ふるさと睦沢の将来に広く関わる人材を育成するためには、これまでと同様の教育を続け、受けさせるだけでは通用しない大きな過渡期にさしかかっている。

このような先行き不透明な中で、睦沢町の未来を考えると、「人間力」「社会力」を義務教育修了までにつけさせることが重要であると考え。そのためには、0 歳から 15 歳まで切れ目のない、15 年間を通した教育課程を編成し、園、小中の教職員が目指す子どもの姿を共有し、質の高い系統的・継続的な教育を行うことであり、それにより、学力・体力の向上、徳育の向上が一層図られ、「人間力」「社会力」の育成に期待が持てる。

また、園小中一貫教育とあわせ、一人一人の子どもが、自ら身に付けた力で可能性を広げ、感性や創造性を発揮し、志を立てて歩んでいけるよう、地域と一体となって睦沢町の子どもたちを支え、「魅力ある学校づくり」を行っていかなければならない。そのためには、保護者はもとより、地域住民等の協力を得ることが重要である。教育に対する関心と理解を一層深め、学校・家庭・地域住民や企業・NPOなどが目標を共有し、社会全体で教育に取り組む必要がある。2018 年度から取り組みを始めたコミュニティ・スクールのさらなる充実・発展に期待したい。加えて、学校が自らの学校運営や教育活動を評価・公表し、それぞれに基づく改善を進めることで、町民や児童生徒・保護者の期待にも応え得る魅力ある学校づくりにつながるものである。

さらに、園小中一貫教育は、当面施設形態は分離型で進めるが、将来的には、「学校施設整備基本構想」に示される方針に添い、立地場所や施設の機能等を検討し、魅力ある学校の建設を期待する。

指 標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
学校評価・学校関係者評価*50の結果を、複数の方法で公表	学校評価・学校関係者評価の結果を複数の方法で公表している園・小・中学校。学校評価・学校関係者評価を、さらに積極的に公表し、それに基づく改善を一步進めることが重要であることから、この指標を選定した。	園・小中学校において、学校評価学校関係者評価の結果をホームページおよび他の方法で公表することを目標値として設定した。	こども園 園だより 小学校 学校だより 中学校 学校だより	園、小中学校で、複数以上の方法で公表

施策の方向性

- ◇ 学校における諸課題の解決に取り組むことができる学校の組織体制づくりを推進する。
- ◇ 地域の住民や保護者等の運営への参画を促進する体制づくりに取り組む。
- ◇ 学校運営や教育活動を改善するために、学校評価等の活用を十分図らせる。

主な取組

- ◇ 組織的・協働的に学校の諸問題の解決に取り組むため、必要な人材の確保と配置に向けて、積極的に県教委や町当局への要望や協議をする。また、校内においては、教職員との連携・分担体制を構築する。
- ◇ コミュニティ・スクールは、園小中一貫教育校としてのコミュニティ・スクールの設置を視野に入れた協議を始める。そこでは、参加者が当事者意識を持ち、主体的に学校の課題や特色ある活動の展開に努める。
- ◇ 授業や放課後、長期休業中の学習サポートをはじめ、環境整備や登下校の安全等に対する支援ボランティア等の活動の充実を図る。
- ◇ 校（園）長の的確なリーダーシップのもと、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かし、また一人一人の業務を有機的に結びつけ、より一層学校が組織的に動けるよう「チームとしての学校」の組織体制の整備・充実について検討する。
- ◇ 「学校評価」「学校関係者評価」の結果が、複数の方法で公表され、学校運営などに効果的に活用されるよう指導・助言する。

(17) 重点施策17 子どもたちの安心・安全の確保

現状と課題

学校や通学路における様々な事件や事故、災害から園児・児童生徒を守ることや非常時における住民保護のための対応等が強く求められている。特に、東日本大震災後は全国的に地震、火山活動の活発化が懸念されている。学校は、災害時に避難者の受け入れ先となる施設として機能を有しており、こうした役割を勘案する必要がある。園、小中学校の校舎は、耐震化されているが、築年数も相当数経過していることから、新しい校舎建築が早急に望まれる。

また、事件・事故や災害から身を守るため、園や学校で行う安全教育を通じて園児、児童生徒が、自ら危険を予測し回避する能力、すなわち「自分の命は自分で守る」能力を育成することが求められている。また、学校が組織として危機管理を適切に行えるよう、学校や教職員の危機管理能力の向上も求められている。さらに、登下校時などにおける園児・児童生徒の安心・安全を確保するため、学校や家庭、地域、関係機関など地域ぐるみで取り組むことが大切である。

指 標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度 前期評価)	目標値 (令和6年度)
学校評価・学校関係者評価における「学校の安心・安全」の項目の評価割合	学校が実施する「安全教育」が、自己評価・教員の評価・保護者評価で「評価できる」「概ね評価できる」の割合 学校評価の中で「安全教育」の項目の評価が高いほど、安心・安全の確保が図られていると判断できることから、この指標を選定した。	学校安全の3領域（交通・生活・災害）が、指導計画（安全マニュアル）等に従って実施され、見直しが行われているかの教員評価と保護者評価の現状値以上として目標値を設定した。	園・教員評価 こども園 80 % 小学校 90.9 % 中学校 58 % 保護者評価 こども園 85.5 % 小学校 95.4 % 中学校 58 %	園・教員評価現状値以上 保護者評価 現状値以上

施策の方向性

- ◇ 発達段階にそった園児・児童生徒に危険を予測し回避する能力を身に付けさせる学習機会を設ける。
- ◇ 学校の危機管理体制の整備・充実を図るとともに、教職員の危機管理能力の向上を図る手立てを講じる。
- ◇ 家庭や地域、関係機関と連携・協働し、地域ぐるみの学校安全体制の整備を推進する。

主な取組

- ◇ 園児・児童生徒の安全・安心を確保するため、園、学校で学校安全に関する計画を、検証・改善し、適切に実施する。
- ◇ 園児・児童生徒が、発達段階にそった安全意識や危機を回避する能力などを身に付け、主体的に行動できるように、避難訓練や安全教育等を計画的に実施する。また、小学校高学年や中学生は、他への支援者としての自覚を促し、安全・安心な社会づくりに貢献できるような意識と資質を育成する。中学生ボランティア、防災ボランティア、学生ボランティア等への参加を促す。
- ◇ 自転車の乗り方や横断歩道の渡り方等の交通安全教室や、特別活動等の授業で安全に対する理解促進のための学習の実施により、ルールやマナーを守り加害者にも被害者にもなることなく、安全に生活できる園児・児童生徒を育成する。
- ◇ 中学2年生を対象とした「救急実技講習」を継続開催する。また、小学校6年生と保護者への拡大も視野に入れる。
- ◇ 園、小中学校において危機管理マニュアルや防災マニュアルを検証・改善するとともに、それらを的確に活用できるよう教職員研修を充実する。
- ◇ ゲリラ豪雨や突風、竜巻など過去に経験のない自然災害にも対応できるよう、園、小中学校において危機管理（防災）マニュアルを充実したり、また、「睦沢町ハザードマップ」などを活用したりするなど、日ごろから園児・児童生徒の命を守る防災体制を強化する。
- ◇ 園児・児童生徒の防犯・交通安全教育を進めるとともに、家庭への普及啓発やスクールガードリーダーの配置、学校安全ボランティア活動の充実などにより、地域ぐるみの学校安全体制の整備を進める。
- ◇ 「睦沢町通学路安全推進会議」「防犯ボランティア」「交通安全推進隊」などと連携・協力し、通学路の安全確保や登下校時の見守り活動など、家庭・地域と連携・協働した地域ぐるみの学校安全体制の整備の充実と活動を継続推進する。

(18) 重点施策18 技術革新や情報化に対応する学習環境の整備・充実

現状と課題

学校の教育力向上のためには、安全で快適な学習環境を整備する必要がある。小学校、中学校の普通教室等へのエアコンの設置、校務支援システムの導入、また、ICT 機器の入れ替えを行い、学習環境や業務の効率化に努めてきた。

学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、地域コミュニティの拠点でもあり、災害時には避難所ともなることから、その安全性を確保することが第一義である。本町の中学校の施設は、建築から 50 年余を過ぎ、小学校も築 50 年に迫っている。校舎の老朽化への対応と、魅力ある園小中一貫教育推進のための学校施設の機能の強化のため、学校施設整備基本構想策定に向けて検討が進められている。睦沢町園小中一貫教育基本方針に示した通り、子どもたち一人一人が自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造できる力、人間力・社会力を備え、一人一人の「可能性」を最大限に高めるための一貫教育が円滑かつ充実してできる学習環境の整備を期待している。

教育は人づくりであり、町づくりであるという視点から、学校施設の整備は、本町教育の進展と持続可能なまちづくりにつながると考えるからである。また、令和元年から、学校司書を配置した。これにより、図書室の利用促進や図書の整備・充実に期待ができる。さらに、IoT やビッグデータ、AI 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会（Society5.0）の到来が予想されている中、情報活用能力の育成や主体的・対話的で深い学びを実現する授業の適切な実施等のため、ICT 環境を整備していくことが求められている。経済的に困難な児童生徒にも、安心して就学できるよう就学支援を継続して取り組む。

指 標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
普通教室において無線 LAN が利用できる環境にある割合	普通教室において無線 LAN が利用できる環境にある学校の割合 新学習指導要領では、学校において ICT 機器等の情報手段を活用するために必要な環境を整え、学習活動の充実を図り、児童生徒の情報活用能力を育	小中学校の全ての普通教室で、無線 LAN が利用できることを目標とした。	50 %	100 %

	成することが求められていることからこの指標を選定した。			
小・中学校教員が授業にICTを活用できると回答した教員の割合	文部科学省の「学校における教育の情報化の実態等に関する調査」において、授業にICTを活用することが「わりにできる」「ややできる」と回答した教員の割合 また、教員の事務の効率化を図るためにも、ICTを活用する能力が必要であることから、この指標を選定した。	ICTの環境整備には、教員が授業にICTを活用することにより、授業や事務が効率化されることを目的の一つにしている。	小学校教員 91.7 % 中学校教員 85 %	小学校教員 100 % 中学校教員 100 %

施策の方向性

- ◇ より安全で快適な学習環境の整備に努める。
- ◇ 学校図書館にある資料や教材の整理を推進する。
- ◇ わかりやすい授業の実施や事務の効率化などのために、学校のICT環境をより効率よく整備する。
- ◇ 就学援助や奨学のための資金貸付など、修学支援を行う。

主な取組

- ◇ 園児、児童生徒が安全で安心して学べる環境を整備する。
- ◇ 児童生徒の情報活用能力を育成するとともに、教職員の事務負担軽減を図るため、学校のICT環境の整備をより充実する。また、校務支援システムの機能を最大限活用するため、小学校にもWi-Fiの整備を進める。
- ◇ デジタル教科書や教材を円滑に使用することができるよう、トラブルに速やかに対応できるサポート体制等の環境整備に努める。
- ◇ 教育活動を充実させるために、学校図書館システムを構築し、図書の貸し出しや返却・検索、さらには利用統計等の処理を行う。
- ◇ 就学援助や奨学のために、町内の大学生や専門学生等に資金貸与などを行う。
- ◇ 校舎の老朽化に伴う雨漏りや漏水対策、トイレの改修等を行う。

2-2 基本目標Ⅴ 家庭・地域教育力の向上

経済や社会のめまぐるしい変化の中で、家庭や地域も変容し、子どもの育ちをめぐる環境も大きく様変わりしている。核家族化、ひとり親家庭など世帯構成の変化や、共働き世帯も増えるなど、家庭の多様化が進んでいる。このように、多様化する家庭環境に対しては、地域全体で家庭教育を支えるという考えに立ちたい。また、地域社会との様々な関わりを通じて、子どもたちが安心して活動できる居場所づくりを進め、これからの時代に必要な力や地域への愛着や誇りを子どもたちに育成するとともに、家庭や地域との連携・協働を推進することが大切である。

なぜなら、家庭教育は、家庭で子どもに対して行う教育であり、それぞれの価値観やスタイルに基づいて行われるべきものである。従って、本来は全て家庭の責任に委ねられている。学校教育や社会教育が親や保護者にかわって役割を果たすことはできない。家庭教育への支援は、親の代わりに子どもを教育するのではなく、親が子どもに対して家庭で教育するために必要であろう条件整備を通じて支援するものでもあり、それは、親が元気になるための支援にもつながるものと考ええる。

全ての親が家庭教育を安心して行えるためには、家庭教育の自立性を尊重しつつ、親の学習の機会や発達の段階に応じた子育てなどについての情報提供が必要である。また、家庭教育が困難な状況にある家庭に対しては、相談対応の充実を図るなど、地域社会が一体となって支援していくことも重要である。このように、学校、家庭・地域がそれぞれの立場から子どもの教育に責任を持ち、それぞれの教育機能を遺憾なく発揮し、相互に連携・協働しながら子どもを支え、育むことが望まれる。

(19) 重点施策19 家庭教育支援体制の充実

現状と課題

家庭教育は、全ての教育の出発点であり、乳幼児期から自己肯定感や自己有用感を育成するとともに、子どもの豊かな情操や基本的生活習慣、思いやり、善悪の判断力など基本的な倫理観、社会的なマナー、自制心や自立心などを養う重要な役割を担っている。しかし、家庭を取り巻く環境は少子化や核家族化、人間関係の希薄化などにより、子育てに不安や負担感を抱く親の増加が指摘されている。

また、ともすれば、母親に責任が委ねられ、父親の存在感が希薄であるという指摘もある。父親の家庭教育に対する責任の自覚も求めたい。また、親がPTA活動、ボランティア活動、地域の様々な行事に参加し、それらを通じて得た経験や、人々とのつながりを家庭教育に生かしていくことも重要であると考ええる。育児の経験者として子育ての様々な知恵を持っている祖父母が孫の教育に参加して行くことは一層重要である。

家庭教育の自主性を尊重しつつ、社会全体が家庭における子育てや教育を応援し、支えていくこと、また、学習への意欲を養い、子どもたちの家庭における学習習慣などをしっ

かりと定着させることも求められている。

このため、これから親になる世代や子育て中の親に対して、親としての力を高めることなど家庭教育に関する学習を支援する必要がある。また、睦沢こども園や睦沢町立中央公民館には、地域の子育て支援において積極的に役割を果たす重要性が高まっている。さらに、次代の社会を担う子どもたちの健全育成を図るために、子育てしやすい環境を整備することも求められている。

指 標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
小中学校のアンケート調査において「家の人と学校での出来事について話をしている」と答えた児童生徒の割合	子どもの健全な育成は、一つに親と子どもがともに時間を共有し、学校での出来事を話すことが重要で、親子の信頼関係や子どもの成長を促すことにつながることから、この指標を選定した。	親子の関わり合いの時間を確保している割合は、児童生徒とも、前年度以上を目標値とした。	小学校6年生 74.5 % 中学校3年生 73 % (平成30年度実績)	小学校6年生 85 % 中学校3年生 85 %

施策の方向性

- ◇ 家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育に関する学習の機会を広く設け、社会全体で支援する。
- ◇ 睦沢こども園や睦沢町立中央公民館などを活用して、子育て交流の場とするとともに、睦沢町の幼児教育交流センター的機能が果たせるよう充実に努める。
- ◇ ライフサポートファイルの活用を促進する。
- ◇ 仕事と子育ての両立に向けた支援体制の環境を整備する。
- ◇ 学校支援ボランティアの活動の充実に努めるとともに、放課後や週末などの教育活動を支援する。

主な取組

- ◇ 親子で集い、「家庭教育学級」などを開催し、専門家の話を聞くなどを通じて、親が安心して子育てができるよう、親同士の情報交換やネットワークの構築を支援する。
- ◇ 全ての保護者が安心して家庭教育を行えるよう、「家庭教育支援チーム」*51は、学校や町健康福祉主管課とも連携しつつ、保護者への家庭支援活動の充実に努める。また、教育委員会は、その構成員の人材育成に努める。

- ◇ 父親等を対象にした家庭教育に関する学習機会の充実を図る。開催日や時間等に配慮するとともに、企業・職場等での開催に向けた関係者の取組を期待する。
- ◇ 大人と子どもがふれあいながら充実した時間を過ごすことができるよう「親子体験教室」など多様な機会の確保に取り組む。
- ◇ 子育て支援と家庭教育支援の連携体制を構築し、教育委員会と関係機関、関係者の間で、支援が必要な子どもや家庭に関する情報の共有化や協働の促進を図る。
- ◇ 放課後児童クラブ*52の運営により、子どもたちの安全で健やかな居場所づくりの充実を目指す。
- ◇ 家庭教育の充実を図るため、千葉県家庭教育（子育て）応援サイト「親力アップ！いきいき子育て広場」や千葉県版親プロ「きずな」などの活用も図れるよう情報の提供に努める。
- ◇ 睦沢町立中央公民館や小学校の空き教室などを活用した、子どもたちの安心・安全な居場所の整備と放課後や週末などに地域住民の参画を得た放課後子供教室（アフタースクール）の拡充を図る。学校を核とした「1000 か所ミニ集会」を開催し、保護者や地域住民が学校と一体となって企画・運営することにより、学校運営・地域交流の発展につなげる。

（２０）重点施策２０ 家庭・地域と連携・協働した教育の推進

現状と課題

これからの時代、子どもたちは、自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する力、そして、一人一人が活躍し、心豊かで安心して暮らせる社会を実現する力を備えた人間としての成長が期待されている。そのためには、子どもの頃から、社会や人々と関わり多様な経験をするのが大切となる。地域には、多様な人的・物的な資源があり、子どもたちは、地域の大人との日常的なふれあいや様々な経験を通して、社会力を培うことができる。

また、子どもたちの健全育成のためには、教育に対する関心と理解を一層深め、学校・家庭・地域の住民や地元企業・NPO等と力を合わせて連携し、町全体で教育に取り組む必要がある。地域住民の参画を得て取り組む活動と支援を一層充実させることが大切である。そして、これらの活動を基礎に、学校と地域の住民、保護者、企業やNPO等との関係を、連携・協働という双方向の関係に発展させ、町全体で子どもの学びや育ちを支えることが求められる。

学校教育においては、地域の人的、物的資源を活用した実社会からの学びを充実するとともに、学校の力を地域で生かす取組を進めることも必要である（社会に開かれた教育課程）。教育委員会は、園小中一貫教育校の設立と合わせ、学校運営協議会の拡充と地域学校協働本部、家庭教育支援チーム等との連携・協働により、学校を核としたチーム学校と

しての組織づくりを支援する。また、地域の連帯が薄れ、青少年の非行に対する地域の抑止力が低下している傾向にあるといわれることから、本町における青少年の健全育成の取組や青少年団体などの活性化についても支援する。

指 標

施策指標	指標の定義 ・選定理由	目標値の根拠	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和6年度)
学校支援ボランティアの年間活動延べ人数	学校支援として活動する各種ボランティアの活動延べ人数 小中学校で、ボランティアとして登録している地域住民が活発に行動することが、学校・家庭・地域教育力の向上につながることから、この指標を選定した。	年間の授業日数などを考慮し、子どもたちが学校に通う日には、ボランティアが毎日現状数より3割増で活動することを目指して目標値を設定した。	4,102人 (平成30年度実績) 27人/1日	6,100人 35人/1日
「学校は家庭や地域との連携に努めている」と評価した保護者の割合	小中学校で実施している「保護者アンケート」において、「学校は、家庭や地域と連携に努めている」の質問に、「十分当てはまる」「やや当てはまる」と回答した保護者の割合 家庭や地域との連携・協働が図られることで、充実した教育活動が行われていると判断できることから、この指標を選定した。	コミュニティ・スクールの成果は、学校への信頼度とともに、連携・協働の意識が求められる。 これまでの、学校への信頼度は、小学校93%、中学校87%であった。 このことから、これを上回ることを目標値として設定した。	小学校 86.9% 中学校 —%	小学校 現状値以上 中学校 令和2年度末評価値以上

施策の方向性

- ◇ 町全体で教育に対する町民の理解を深め、気運を高めるため、「睦沢町教育の日」や「睦沢の教育を考える週間」を制定する。
- ◇ 保護者と教職員が連携して進めるPTA活動を支援する。

- ◇ 学校と地域の連携・協働に向けてコミュニティ・スクールを一貫教育校に取り入れ、「地域とともにある学校」を目指す取組を推進する。
- ◇ ボランティア活動の充実を図るとともに、放課後や週末などの子どもの居場所づくりに積極的に取り組む。
- ◇ 青少年の健全育成の取組や青少年団体などの活動を支援する。

主な取組

- ◇ 「睦沢町教育の日」や「睦沢の教育を考える週間」を制定し、町全体で教育に対する町民の理解を深め、気運を高める。
- ◇ 保護者と教職員が連携して進める PTA などが実施する子どもたちの育成に関する活動を支援する。
- ◇ 学校支援ボランティアの活動の充実を図るとともに、放課後や週末などに地域住民の参画を得た放課後子供教室をはじめとする様々な教育活動の企画および実践の充実を図る。
- ◇ 園小中一貫教育校においては、小中学校への学校運営協議会の制度の導入に伴い、コミュニティ・スクールとして指定し、地域とともにある学校づくりを目指す活動に取り組む。また、地域学校協働活動推進員を介し、学校支援ボランティアとして保護者や地域住民の参加を促進する。
- ◇ 公民館や小学校の空き教室などを活用した、子どもたちの安心・安全な居場所の整備と放課後や週末などに地域住民の参画を得た放課後子供教室（アフタースクール）の拡充を図る。
- ◇ 公民館に設置した「子どもたちの学習コーナー（地域ルーム）」を整備し、学びの場として充実を図る。
- ◇ 大学・NPO などと連携する事業や各種体験塾・講座を充実し、青少年の体験教育活動の充実を支援する。
- ◇ 青少年相談員や子ども会との協働により、各種体験活動（塾）（キッズキャンプ、サマーキャンプ、雪国遊び隊）などを開催し、青少年の健全育成に努める。また、本町の次世代を担う指導者を育成する。
- ◇ メディア（インターネット・スマホ等）上の有害情報や社会の有害環境から子どもたちを守る体制を、関係機関や企業などと連携して整備するとともに、児童生徒が自らの意思で有害情報に接しないように指導し、保護者や関係者への啓発活動を実施する。また、児童生徒自らが、インターネットやスマホの利用のルールについて考える場を設けるなどして、児童生徒のネット・リテラシー^{*53}を高める。

〈用語解説〉

- ＊46 教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創ろうという理念を、学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携および協働すること。
- ＊47 校長のリーダーシップの下、カリキュラム、日々の教育活動、学校の資源が一体的にマネジメントされ、教職員や学校内の多様な人材が、それぞれの専門性を生かして能力を発揮し、子どもたちに必要な資質・能力を確実に身に付けさせることができる学校。
- ＊48 「学習者用デジタル教科書」と「指導者用デジタル教科書」に大別される。学習者用デジタル教科書とは、紙の教科書の内容を全部（電磁的記録に記録することに伴って変更が必要となる内容を除く）を、そのまま記録した電磁的記録である教材のこと（学校教育法第43条第2項および学校教育法施行規則第56条の5）。

学校教育法等の一部を改正する法律（平成30年法律第39号）等の関係法令が平成31年4月1日施行され、デジタル教科書が一定の基準の下で、必要に応じて紙の教科書に代えて学習者用デジタル教科書を使用することができるようになった。
- ＊49 教科書や副教材の内容をデジタル化し、電子黒板やスクリーンに表示して授業をしたり、生徒がタブレット型端末で読んだりできるようにしたもの。タブレット型端末が普及すれば、生徒が端末で入力した答えを電子黒板に映し出して皆で議論することができる。
- ＊50 学校教育法第42条等を根拠とする評価制度。小学校などは「教育課程その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るために必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない」とされており、学校の教職員による評価（自己評価）、保護者など学校関係者による評価（学校関係者評価）のほか、学校運営に関する外部の専門家などによる評価（第三者評価）がある。
- ＊51 子育てや家庭教育に関する相談に乗ったり、親子で参加する様々な取組や講座などの学習機会、地域の情報などを提供したりする組織。時には、学校や地域、教育委員会などの行政機関や福祉関係機関と連携しながら、子育てや家庭教育をサポートする組織である。
- ＊52 保護者が就労などにより昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図るもの。
- ＊53 インターネットを活用する力のこと。